

社会福祉法人小国町社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小国町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の各号による報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、勤務の形態に応じて報酬を支給する。
- (2) 役員等が職務のため町外に出張したときは、その費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 費用弁償については、別に定める職員旅費規程の規定に準ずる旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、別表2のとおりとする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 費用弁償についても報酬と同様とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 公務員はこの規程を適用しない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日より一部改正施行する。

別表1

勤務形態	職名	報酬
常勤	会長	月額 300,000 円
非常勤	理事	日額 5,000 円
〃	監事	日額 5,000 円

別表2

会長	各月21日支給
理事	当日支給
監事	当日支給